

修士課程・専門職学位課程に進学予定で、 第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)の貸与を希望する方へ 特に優れた業績による返還免除内定制度のご案内

特に優れた業績による返還免除制度とは…

大学院で第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を受けた学生のうち、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合に、奨学金の全額または半額を返還免除する制度です。また、教員になった人は、一定の要件を満たす場合に、奨学金の全額が免除されます。学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としています。

奨学金の貸与終了時に、修了予定の大学院へ申請し、大学から本機構へ推薦される必要があります。

返還免除内定制度とは…

貸与終了時に認定する特に優れた業績による返還免除を、修士課程・専門職学位課程に進学する前に内定する制度です。**進学を予定している大学院を通じて、修士課程等へ進学する前年度に申請します。**なお、本制度の対象とならない大学もあるため、大学に申請可能であるか確認してください。

（参考）2026年度進学の内定者

修士課程：151大学923人 専門職学位課程：23大学41人

対象要件

以下の**全て**を満たす必要があります。

- ① 大学学部等において修学支援新制度を利用していること 又は 非課税世帯であること
- ② 科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）又は 大学の強みや地域の強み等を生かした分野への進学を希望していること
- ③ 将来上記②の分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること

選考方法

上記の「対象要件」を満たしていることを大学院において確認したうえで、大学院入試の成績やこれに代わる大学学部の成績等をもとに、文部科学省令で定める各業績について十分な成果を挙げる見込みがある者として、総合的に評価し選考されます。

中間評価

内定者となった場合は 年に1回中間評価があり 内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します（**学業成績不振などにより、内定を取り消される場合があります**）。

第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の申込みは 別途手続きが必要です。

内定制度の申請をただけでは 第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）は受けられません。

また、入学後6か月以内に第一種奨学生（授業料後払い制度を含む）として採用されなかったときは内定の効力を失いますのでご注意ください。

詳しい情報はこちら

日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/index.html>



◆◆◆ 詳細は 進学予定の大学院にお問い合わせください ◆◆◆